

# ■ 意見書 ■

## 新型コロナウイルス感染症対策に係る 更なる地方税財政措置及び国土強靱化 対策の推進を求める意見書

新型コロナウイルス感染症については、7月以降、当県内においても接待を伴う飲食店や医療機関などにおいて、相次いでクラスターが発生し、これまで400人を超える感染者が確認され、厳しい状況が続いている。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、当県の基幹産業である観光業や農林水産業をはじめ、あらゆる分野に重大な影響が及んでおり、現在においても、事態の収束の見通しが立たないことから、地域経済に与える影響の長期化が強く懸念される場所である。

このような中、当県は、令和2年7月豪雨により、多くの土砂崩れや河川の氾濫などが発生し、道路、河川、山地、農地など広範にわたって多数の被害を受けた。被災箇所への早期の復旧に加え、頻発する大規模自然災害への事前の備えとして、防災・減災対策や国土強靱化への集中的な取組が求められている。

よって、国におかれては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた取組を強力に進めるため、また、自然災害に備えた防災・減災対策、国土強靱化の充実強化を図り、安心・安全な県民生活を実現するため、次のとおり措置されるよう強く要望する。

### 記

- 1 新型コロナウイルスの完全な封じ込めは未だ容易なものではなく、今後も、各都道府県において感染拡大の防止対策や経済対策に対応する必要があることから、地方の取組を強力に支援するため、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の増額を図ること。
- 2 令和3年度以降においても、新型コロナウイルス問題が収束するまでの間は、各都道府県が感染拡大の防止対策や経済対策に対して、引き続き対応できるよう、地方団体が必要とする財源について措置すること。
- 3 現行の減収補てん債については、景気の動向に税収が左右されやすいものがその対象税目とされている。しかしながら、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで景気に対して安定的とされてきた地方消費税について大幅な減収が懸念されており、地方消費税は都道府県税の約3割を占める基幹税であることから、その減収は地方財政の安定的な運営に大きな支障を生じさせると見込まれる。そのため少なくとも、今回の新型コロナウイルス感染症による景気への影響が生じている間は地方消費税を減収補てん債の対象に追加すること。
- 4 医療従事者等や、介護・障害福祉サービス事業所等に勤務する職員への慰労金については、令和2年6月30日までの診療・サービス提供等が「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の支給対象とされているが、新型コロナウイルス感染者の発生時期・発生者数を踏まえ対象期間を延長すること。
- 5 令和2年度で期限を迎える「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」については、インフラの老朽化対策や気候変動への対応など近年の情勢を踏まえ、事業を充実の上、さらに5か年延長すること。
- 6 同緊急対策に関連する各事業の予算・財源については、令和3年度以降、その必要額を別枠で着実に確保するとともに、令和2年度に期限が到来する緊急防災・減災事業債等の延長や、地域の実情を踏まえた対象事業の拡大など、地方財政措置の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年10月7日

鹿児島県議会議長 外 菌 勝 蔵

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣

殿

国土交通大臣  
内閣官房長官  
国土強靱化担当大臣  
内閣府特命担当大臣（防災）  
内閣府特命担当大臣（地方創生，規制改革）  
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

殿

上記のとおり発議する。  
令和2年10月7日

鹿児島県議会総務委員長 田畑浩一郎

### サツマイモ基腐病対策の早期確立に 関する意見書

さつまいもは、本県普通畑の約2割に作付けされ、畑作における輪作体系や防災営農の面からも重要な作物であり、でん粉や焼酎の原料用、青果用、加工用などに利用されている。サツマイモ基腐病については、平成30年産さつまいもで初確認以降、病害発生防止に向けて、国の補正予算や基金事業を活用し、種いも更新などによる健苗の確保や、本ぽでの土壤消毒、排水対策の実施、予防薬剤の散布などの対策に努めている。しかしながら、未だに被害の軽減に至っておらず、被害の拡大は、生産者はもとより、関連産業に大きな影響を与えるものである。よって、国においては、県、市町、研究機関等の関係者と一体となって、サツマイモ基腐病対策の早期確立に向けた取組を強化するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。  
令和2年10月7日

鹿児島県議会議長 外 菌 勝 蔵

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
農林水産大臣

殿

上記のとおり発議する。  
令和2年10月7日

鹿児島県議会産業観光経済委員長 向井俊夫

### 私学助成の充実と財源確保に関する意見書

当県内の私立学校は、多様化する県民のニーズに応じた特色ある教育の推進が求められている中で、建学の精神に基づく個性豊かな教育を実践し、当県の学校教育の振興発展に大きな役割を果たしている。しかしながら、今日、少子化の進行による生徒数の減少など、私立学校を取り巻く環境は、厳しさを増している。このようなことから、私立学校振興助成法第1条に規定するとおり、学校教育における私立学校の果たす重要性を認識して、私立学校における教育条件の維持向上と修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全性を高めることが肝要である。また、今般の新型コロナウイルス感染症防止のための緊急的対応も必要である。よって、国においては、令和3年度の予算編成に当たり、私立高等学校等経常費助成費補助金、私立学校施設耐震化に係る補助及びICT環境の整備に対する補助の拡充、就学支援金制度の拡充強化など、私学助成に係る財源の充実・確保を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。  
令和2年10月7日

鹿児島県議会議長 外 菌 勝 蔵

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
文部科学大臣

殿

上記のとおり発議する。  
令和2年10月7日

鹿児島県議会文教警察委員長 伊藤浩樹

### 安心安全な教育環境のための少人数 学級を求める意見書

新型コロナウイルス感染症対策として、「新しい生活様式」を学校現場においても導入することが求められているが、現在の学級編制基準では、感染症拡大防止のために児童・生徒間の十分な距離を確保することが困難であることから、その対応が学校現場において大きな課題となっており、感染拡大終息後も次なる感染症等の緊急時であっても、子どもたちの豊かな学びを持続的に保障できるための教育環境をつくることが急務となっている。

令和2年9月8日に開催された政府の教育再生実行会議の初等中等教育ワーキング・グループにおいては、ポストコロナ期も見据え、令和時代のスタンダードとしての「新しい時代の学びの環境の姿」を描き、特に、少人数によるきめ細やかな指導体制の計画的な整備や関連する施設整備等の環境整備を進める方向で議論するとともに、今後、予算編成の過程において、関係者間で丁寧に検討することを期待するとの成果文書がとりまとめられたところである。

さまざまな課題を抱えた子どもたちが増える中、一人ひとりに行き届いた教育を保障するため、全国の多くの自治体が独自に少人数学級を実施しているが、教育の機会均等を保障するためには、国が責任を持って少人数学級の推進とそのための教職員定数改善を行うことが重要である。

よって、国においては、「新しい生活様式」に沿った安心安全な教育環境をつくり、新型コロナウイルス終息後も感染症対策と子どもたちの成長・発達及び学びの保障を両立していくために、義務標準法を改正し、早急に義務教育における30人以下の学級編制が可能となるよう教職員定数の充実と教室確保を国の責任で行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。  
令和2年10月7日

鹿児島県議会議長 外 菌 勝 蔵

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
文部科学大臣

殿

上記のとおり発議する。  
令和2年10月7日

鹿児島県議会文教警察委員長 伊藤浩樹

### 教員免許再交付に関する意見書

教員による児童生徒へのわいせつ行為が後を絶たない。文部科学省の発表によると、平成30年度にわいせつ行為等によって懲戒処分等を受けた教員は全国で282人で、前年度より72人増加し、過去最多となったことが明らかとなった。また、この282人のうち、勤務校の児童生徒や卒業生、18歳未満の者に対するわいせつ行為で処分された教員は181人で全体の3分の2に及んでいる。

他県では、教員が児童ポルノ事件で逮捕され、懲戒処分を受け依願退職した後に改名し、別の県で小学校の臨時講師となり、男女児への強制わいせつ容疑で逮捕された事例や教え子7人

への強制性交や強制わいせつの罪などで懲役14年の判決を受けた事例等がある。

全国の小中高校生の保護者でつくる「全国学校ハラスメント被害者連絡会」は、児童生徒にわいせつ行為をして懲戒処分となった教員に免許を再交付しないよう求める約5万4千人分の署名を文部科学省に提出した。教員から児童生徒へのわいせつ行為による被害は、教員と生徒の力関係等から表に出づらく埋もれている事案も相当数あるとの指摘もある。

文部科学省は、児童生徒に対してわいせつ行為に及んだ教員への処分については、これまでも、原則として懲戒免職とするように各教育委員会に指導しているところであるが、現在は、わいせつ行為により懲戒処分を受けても、3年後には教員免許の再取得が可能なために、復職し、再犯を繰り返す事例が指摘されている。

児童生徒を守り育てる立場にある教員が、児童生徒に対してわいせつ行為等を行うようなことは決してあってはならず、萩生田光一文部科学大臣は、「抜本的な仕組みの見直しが必要で、法改正に向けて法制上の問題など検討を進めている」と述べている。

よって、国においては、児童生徒へのわいせつ行為により懲戒免職で処分を受けた教員への教員免許再交付は行わないよう法改正を含めた抜本的な対策の強化に向けて取り組むことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年10月7日

鹿児島県議会議長 外 菌 勝 蔵

衆議院議長 }  
参議院議長 } 殿  
内閣総理大臣 }  
文部科学大臣 }

上記のとおり発議する。

令和2年10月7日

鹿児島県議会文教警察委員長 伊 藤 浩 樹

### 分煙環境の整備・維持に地方たばこ税を 活用する仕組みの構築を求める意見書

本年4月から改正健康増進法が全面施行され、多くの施設において屋内が原則禁煙となり、屋内での喫煙には喫煙室の設置が必要となるなど、受動喫煙対策の強化が図られているところである。

一方、たばこは、税収面において国や地方自治体の重要な財源であり、特に地方財政においては年間1兆円規模の貴重な財源として、長年にわたって多大な貢献を果たしている。

本県においては、葉たばこ生産は全国で7位の生産量、販売額（令和元年度）を誇り、たばこ税収入は県・市町村併せて約125億円（令和元年度）にも上っている。

しかしながら、近年のたばこを取り巻く環境は厳しく、葉たばこ生産に携わる農家やたばこ販売店は、改正健康増進法の施行など喫煙規制強化の動きの拡大、たばこ消費量の減少により、経営に大きな影響を受けている。

改正健康増進法の趣旨は「望まない受動喫煙の防止」であり、禁煙を強要するものではないことから、分煙環境の整備・維持が早急に求められるところである。

また、喫煙者と非喫煙者とが共存できる分煙社会の実現に向けた取組は、今後の地方たばこ税の安定的な確保にも資するものと見込まれることから、屋外分煙施設等の整備といった分煙環境の整備・維持については、喫煙者が負担する地方たばこ税を有効活用していくことが望まれるところである。

よって、国においては、分煙社会の実現と推進を図るため、分煙環境の整備と維持に向け、地方たばこ税を活用できる仕組みを構築するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年10月7日

鹿児島県議会議長 外 菌 勝 蔵

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
農林水産大臣  
内閣官房長官

殿

上記のとおり発議する。  
令和2年10月7日

鹿児島県議会環境厚生委員長 前野義春

### 介護サービス事業所の人員基準等の 臨時的な取扱いにおける利用者負担の 見直し及び介護事業所への財政支援の 強化を求める意見書

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大による利用者の減少、感染対策経費の増加は、多くの介護施設・介護サービス事業所の経営に深刻な影響を及ぼしている。この状況が継続すれば、必要な介護サービスを提供する体制を維持することが困難となりかねない。

こうした中、厚生労働省から令和2年6月1日付で、通所系サービスと短期入所系サービスについて、通常とは異なる介護報酬を算定することを可能とする特例が出された（「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」）。

この第12報は、利用者から事前同意を得ることと、その他一定の条件のもと通所系サービスでは2区分上位の基本サービス費の算定が認められ、短期入所系サービスでは緊急短期入所受入加算の算定が認められたものであるが、以下の問題点を含むものとなっている。

第1に、介護サービス事業所から利用者に対して、通常とは異なる介護報酬を請求し利用料を負担してもらう明確な根拠を示すことができない。

第2に、利用者の同意が前提であるため、同意を得られた利用者とは得られない利用者との利用者負担に不公平が生じる可能性がある。

第3に、利用者への説明のための書類作成や同意を得る作業をめぐり、介護サービス事業所や給付管理を担うケアマネジャーに業務負担が発生する。

第4に、すでに区分支給限度額に近いサービス提供を受けている利用者が、本報の適用に同意した場合、限度額を超えた部分は利用者の10割負担となるため、経済的負担が増え、必要なサービス利用を控える状況になりかねない。

第5に、本報による給付費の増加が次期（第8期）介護保険料に反映される可能性があり、県民の負担をさらに増やしかねない。

本県内の介護サービス事業所は、利用者とともに感染予防対策に細心の注意を払いながら事業継続に奮闘しているが、経営や運営に相当な負担がかかり窮している声が多く寄せられている。

よって、国においては、コロナ禍の中で困難を抱える利用者を救い、奮闘する介護サービス事業所の経営危機を救い、介護サービス提供体制を継続的に維持するため、次のとおり措置されるよう強く要望する。

#### 記

- 1 令和2年6月1日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」における利用者負担を見直すこと。
- 2 介護サービスを守り、事業の継続維持のための財政支援をさらに手厚くすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年10月7日

鹿児島県議会議長 外 菌 勝 蔵

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官

殿

上記のとおり発議する。  
令和2年10月7日

鹿児島県議会環境厚生委員長 前野義春

### 肝炎対策推進に関する意見書

我が国最大の感染症であるB型肝炎・C型肝炎は、その治療法が急速に進展し、治療を受けやすくする助成制度・支援策が拡充されたことにより、肝炎が治り、又、肝機能が改善される者が急速に増えている。

ところで、平成21年12月に成立した肝炎対策基本法の前文には、B型肝炎・C型肝炎に係るウイルス感染については「国の責めに帰すべき事由によりもたらされ、又はその原因が解明されていなかったことによりもたらされたものがある」と記載されており、附則には、肝硬変及び肝がんの患者の支援の在り方については「これらの患者に対する医療に関する状況を勘案し、今後必要に応じ、検討が加えられるものとする」との規定がある。

このような中、平成30年12月から開始された肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業は、B型肝炎・C型肝炎の重症者約15万人の1割弱の1万2千人程度（7,228人／月の入院数）が対象になると見込まれていたが、実績は月50人前後にとどまっている。それは、事業対象者の条件が治療実態に即していない、通院治療が対象に組み込まれていない結果と思われる。

また、ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業は国の肝炎対策の柱の1つに位置付けられ、年々制度が改善されてきているが、定期検査費助成の利用者は少数にとどまっており、利用促進策が求められている。

併せて、未だ感染に気付いていない者や受診していない者も数多く、早期発見・検査・治療に結び付ける対策が急務となっている。

よって、国においては、これらの諸課題を解決することを通じて、肝硬変・肝がんへの移行者を減らす肝炎総合対策の推進と、患者の命を守るため、下記事項について必要な措置を講じるよう強く要望する。

#### 記

- 1 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について、厚労省の実態調査を踏まえ、対象月数の短縮、助成要件・指定医療機関の要件の緩和、通院治療への拡大などの改善策を検討し、実施すること。
- 2 ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業の自己負担額の軽減、申請手続きのいっそうの簡素化、広報・周知策の改善などによって利用を促進すること。
- 3 ウイルス検診、陽性者フォローについては自治体や職域での格差均てん化、職域での検診・受療を促進するなど、早期発見・治療を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。  
令和2年10月7日

鹿児島県議会議長 外 菌 勝 蔵

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
法務大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官

殿

上記のとおり発議する。  
令和2年10月7日

鹿児島県議会環境厚生委員長 前野 義 春

**「原子力発電施設等立地地域の振興に  
関する特別措置法」の期限延長を求める  
意見書**

「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」は、原子力発電施設等の周辺の地域について、地域の防災に配慮しつつ、生活環境、産業基盤等の総合的かつ広域的な整備に必要な特別措置を講ずること等により、これらの地域の振興を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与することを目的として制定されたものである。

この法律は、平成13年4月1日に施行され、当初の期限は平成23年3月末までとされていたが、関係団体等の要望等もあり、令和3年3月末まで延長されたところである。

原子力発電施設等の建設は、国のエネルギー政策として行われてきたものであり、電力の安定的供給が経済や国民生活の発展に大きく貢献してきたことを考えると、地域住民の安全・安心な生活の確保はもとより、原子力発電施設等の周辺の地域の持続的発展が不可欠である。

よって、国におかれては、令和3年3月末で期限切れを迎える法律を延長するとともに、対象事業の拡充や補助率の更なる嵩上げなど、産業振興等も含む振興計画の達成に向け、制度の充実・強化を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。  
令和2年10月7日

鹿児島県議会議長 外 菌 勝 蔵

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
経済産業大臣  
内閣府特命担当大臣（科学技術政策）  
資源エネルギー庁長官

殿

上記のとおり発議する。  
令和2年10月7日

鹿児島県議会議員

中	村	正	人
中	村	素	子
宝	来	良	治
下	鶴	隆	央
西	高		悟
瀬	戸	三	郎
藤	崎		剛
禧	久	伸	一郎
桑	鶴		勉
鶴	田	志	郎
日	高		滋
松	里	保	廣

**小規模事業者に対する支援及び支援  
体制の拡充・強化に関する意見書**

我が国に存在する357.8万者の中小企業のうち、85.2%、304.8万者に及ぶ小規模企業は、地域の経済や雇用及び生活を支える存在として重要な役割を果たしており、その成長及び持続的発展によって我が国経済全体を発展させる重要な意義を有している。

現下の新型コロナウイルス感染症拡大及びその影響の長期化により、小規模事業者の売上は急減し、このままでは事業継続が危ぶまれる状況にある。

一方で、新たな生活様式への対応、危機的状況下での事業継続、事業承継の推進、IT化の推進など、今後、小規模事業者の成長及び持続的発展のために取り組むべき課題も山積している。

このような課題の解決を図るためには、小規模事業者の自助努力も必要であるが、小規模事業者にとって身近な経営相談機関である商工会による適切な助言及び支援を行うことが極めて重要である。

しかしながら、商工会においては人員が不足しているため、施策の迅速かつ円滑な対応に支障が生じている。

よって、国におかれては、我が国経済を支えている小規模事業者を支援するため下記の項目の実現について強く要望する。

### 記

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化していることから、売上回復や雇用維持をはじめとする小規模事業者に対する支援の拡充・延長を図ること。
- 2 商工会の人員を増員し、小規模事業者支援体制の抜本的強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年10月7日

鹿児島県議会議長 外 菌 勝 蔵

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
経済産業大臣  
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

殿

上記のとおり発議する。

令和2年10月7日

鹿児島県議会議員

中村正人  
たいら素雄  
中村素子  
宝来良治  
下鶴隆央  
西高悟  
ふくし山ノブスケ  
瀬戸口三郎  
藤崎剛  
柳誠子  
禧久伸一郎  
桑鶴勉  
鶴田志郎  
日高滋  
松里保廣